

三重県医師会会員の皆さまへ

団体研修医師賠償責任保険

(医師賠償責任保険)

のご案内

2024年募集



研修医 向け

日医 A② (C) 会員
C 会員 向け

保険期間 2024年8月15日
午後4時から1年間
募集締切 2024年7月5日まで

※保険期間の中途でのご加入は随時受け付けています。

団体割引
20%適用

お問い合わせ先

《取扱代理店》

有限会社ミック三重

〒514-0003 津市桜橋2丁目191番地の4

TEL 059-246-0010 FAX 059-246-0011

(受付時間; 平日午前9時から午後5時まで)

《引受保険会社》

損害保険ジャパン株式会社

三重支店 法人支社

〒514-0004 津市栄町3丁目115

TEL 059-226-5161 FAX 059-226-5165

(受付時間; 平日午前9時から午後5時まで)

研修医師賠償責任保険の概要

1

この保険は・・・

医療上の事故(医師特約条項)

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。
賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の範囲でお支払いします。

※ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

刑事弁護士費用担保追加条項

(医師特約条項用)

当追加条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件を除きます。)

(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。



◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要

●保険金額

保険期間(1年)を通じて500万円となります。※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
 - ②裁判所が略式命令を発した時(注2)
 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)
- (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
(注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
(注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

●ご加入方法(割増保険料なしで自動セットされます。)

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

●用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損失、慰謝料など)
 ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず相手方に支払った見舞金等は保険金のお支払対象にはなりません。

3 保険の補償を受けられる方(被保険者)は・・・

この保険の被保険者は、診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院に勤務されている研修医師の方です。

また、勤務される医療機関が複数ある場合でも、日本国内の医療行為であれば各々の医療機関における医療業務がすべて対象となります。

※ 診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院を開設あるいは責任者として管理されている方は対象となりませんので、別の医師賠償責任保険(病院契約・診療所契約)にご加入ください。

加入資格

本契約は公益社団法人三重県医師会を契約者とする団体保険ですので、ご加入にあたってはご本人が三重県医師会の会員であることが必要です。

契約型と保険料 【保険期間;1年間、団体割引;20%、一括払】

※ご加入いただける契約型は下記のとおりです。

■日本医師会医賠償加入の研修医の先生【A②(C)】

契約型	保険金額	
E 型	対人;1事故	対人;保険期間中
E1	100万円	300万円

保険料
1名につき
3,600円

■上記以外(日本医師会医賠償未加入)の先生【C】

F型	保険金額	
契約型	対人;1事故	対人;保険期間中
F10	1,000万円	3,000万円
F30	3,000万円	9,000万円
F50	5,000万円	1億5,000万円
F100	1億円	3億円
F200	2億円	6億円
F300	3億円	9億円

保険料
1名につき
14,200円
23,800円
28,704円
40,664円
51,568円
62,400円

ご加入手続きは

- (1)契約型の選択 ;前項の表(契約型と保険料)にて契約の型をご選択ください。
 (2)加入依頼書の返送;同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえご返送ください(※)。
 (3)保険料の払込 ;同封の振込依頼書にてお振込みをお願いします。なおご継続で口座振替の手続きをされている先生は、指定口座より振替させていただきます。変更・中止等の場合はお申し出ください。

* ご加入の際は、加入依頼書の記載内容(被保険者のお名前、住所等)に誤りがないようにご記入ください。

(※)前年と同じ内容でご継続される場合は、加入依頼書の提出は不要です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み:この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者:公益社団法人三重県医師会
- 保険期間:2024年8月15日午後4時から1年間となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載していますので、ご確認ください。
 - ①ご加入者:三重県医師会に所属する研修医師
 - ②被保険者:医療施設(診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)に勤務されている研修医師
※医療施設(診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)を開設あるいは管理されている方は対象外となります。
 - ③募集期間:2024年7月5日まで
 - ④お支払方法:同封の払込依頼書にてお振込み願います。なおご継続で口座振替の手続きをされている先生は、指定口座より振替させていただきます。変更・中止の場合はお申し出ください。
 - ⑤お手続方法:別紙の加入依頼書に必要事項ご記入のうえ、返信用封筒にてご返信ください。
※前年と同じ内容で継続される場合は加入依頼書の提出は不要です。
 - ⑥中途加入:保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしていますので、取扱代理店までご連絡ください。
 - ⑦中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 保険料:
団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
医 療 上 の 事 故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金を支払いません。	
	ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任	
	(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。	②海外での医療行為に起因する賠償責任	
	(注2)損保ジャパンの事前承認が必要です。	③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任	
	○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。	④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任	
(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)		⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任	
○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。		⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任	
		⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任	
		⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任	
		⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任	
		⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	
		など	

■刑事弁護士費用担保追加条項

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。
被保険者である個人医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
ま た 事 は 訴 訟 に 費 関 用 す る 弁 護 士 費 用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件にかかわる弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など	(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。
	※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動にかかわる弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為にかかわる弁護士費用 など		

ご加入に際して、特に注意いただきたいこと

- (1)クーリングオフ
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。

(2)告知義務(ご契約締結時における注意事項)について
○保険契約にご加入いただく際には、ご加入されるご本人が署名または記名捺印ください。
○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
＜告知事項＞
- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合 または事実と異なることを告げた場合には、この契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

 - ・被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
 - ・日本医師会の会員区分 など

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(3) 通知義務(ご契約締結後における注意事項)について

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実が無くなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更

(例)①日本医師会の会員区分の変更

②保険金額等ご契約内容を変更される場合

③標榜科目を変更される場合 など

(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した時点で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要になります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。この通知をいただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

・ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時から開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受付しておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な免責事由につきましては、本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

(6) 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払い保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害賠償請求がなされるおそれがある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡をいただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合、または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(7) 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)、またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(8) 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等(外国にある事業者を含みます。)(に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)(の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)(については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

(9) 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機構)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

(10) 求償権

医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。))がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりです。

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
 - 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 - 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- (※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から、原則30日以内に保険金をお支払いします。
ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会 ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 等

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類若しくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご家族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、ただちに医師会事務局、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

受付時間 平日/午後5時～翌日午前9時
土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。） /24時間
※上記受付時間外は、医師会事務局、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代行業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっている、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。